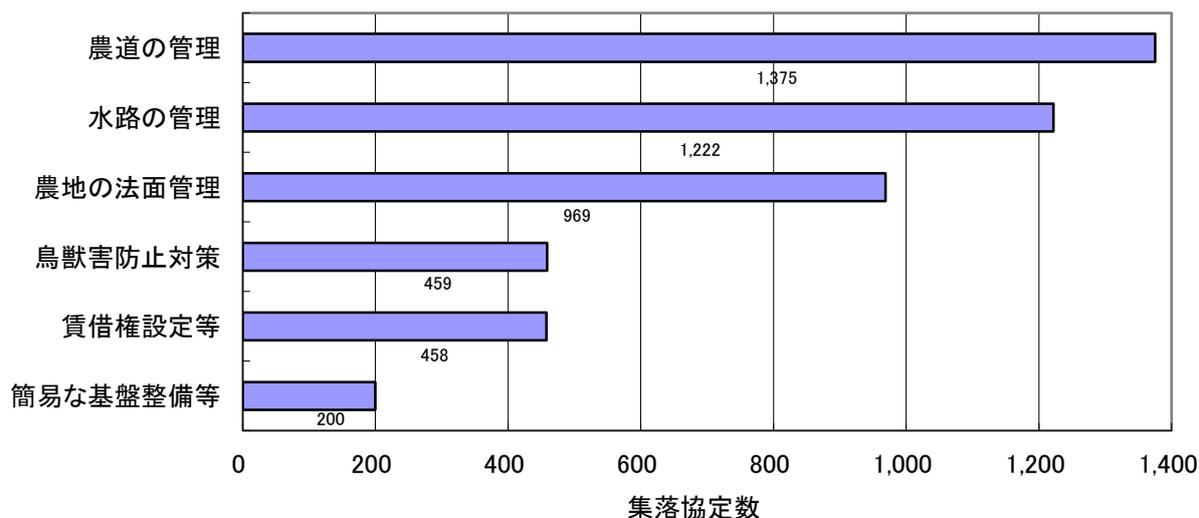


(5) 集落協定の概要

① 農業生産活動等

集落協定において取り組まれている農業生産活動等について見ると、「農道の管理」がほぼ全て（1,375協定）の集落で取り組まれているほか、「水路の管理」が1,222協定（88%）、「農地の法面管理」が969協定（70%）等となっている。（図16）

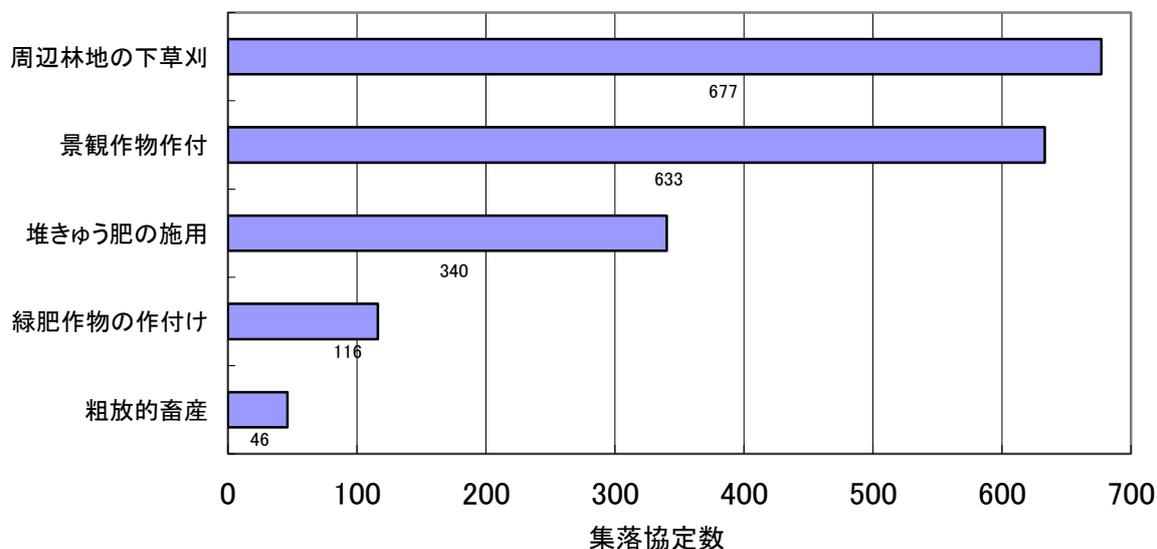
図16. 農業生産活動等



② 多面的機能を増進する活動

多面的機能を増進する活動としては、「周辺林地の下草刈」が最も多く677件（49%）、次いで「景観作物の作付け」が633協定（46%）、「堆きゅう肥の施用」が340協定（24%）等となっている。（図17）

図17. 多面的機能を増進する活動



③ 集落マスタープランにおける集落の将来像

今期対策では、集落協定において集落の目指すべき将来像とそれに向けた具体的な活動計画（集落マスタープラン）を定めることとなっている。

集落マスタープランにおける集落の将来像としては「営農組織等集落ぐるみの営農体制」が693協定と最も多く、「地域の実情に即した持続的な農業生産活動体制」、「担い手農家を核とした営農体制」と続いている。（図18）

